



# 秋田県公報

## 目 次

**公安委員会規則**

○車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則（六・交通指導課）……………1

### 公安委員会規則

**秋田県公安委員会規則第6号**

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年5月30日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年秋田県公安委員会規則第4号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄